

第4期海洋基本計画におけるニッポン学びの海プラットフォームの進め方

1. 当面の進め方

- ・ 第4期海洋基本計画に基づき、子どもや若者に対する海洋教育の推進を図るため、ニッポン学びの海プラットフォーム会合（以下、「プラットフォーム会合」という。）を年1回程度開催し、第4期海洋基本計画の進捗状況を確認する。
- ・ 本会合は、関係府省・関係機関の取組を共有するとともに、関係者間での意見交換を行うことで、関係者の連携を深める場とする。

2. 会議の運用

- ・ 課長級会合とする。
- ・ 会議資料及び議事要旨を内閣府ホームページに掲載する。

3. 今後の予定

- ・ 年度の上半期にプラットフォーム会合を開催し、各府省・機関の当該年度における取組を共有する。
- ・ 各府省・機関の海洋教育の実施状況（実施地域）について情報を集める。
- ・ 必要に応じて、他の海洋関連府省・機関の参加を呼びかける。
- ・ 議論すべき事項が出てきた場合には、プラットフォーム会合の下に作業部会を設けて検討を行う。

(参考) 第4期海洋基本計画(抄)

第1部 海洋政策のあり方

1. 海洋基本法上の基本理念に基づく我が国の取組状況及び海洋を巡る最近の情勢

(7) 海洋人材の育成と国民の理解の増進

平成29年3月に公示された小・中学校学習指導要領に基づき、令和2年度からは小学校で、令和3年度からは中学校で、海洋に関する内容の充実が図られた授業がそれぞれ開始された。さらに、平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領に基づき、高等学校でも令和4年度から順次授業が開始された。

(中略)

海洋人材の確保・育成を取り巻く環境として、人口減少・少子高齢化やグローバル化等が大きな影響を与えている。

2. 認識すべき事項

エ 海洋人材の育成・確保

海洋人材、すなわち、海洋に関わる諸活動の担い手については、少子高齢化による人口減少という量的な課題に加え、産業構造の転換やイノベーションに対応する人材の必要性の高まりという質的な課題が顕著となっており、他の分野と競合・争奪が生じている。

海洋人材を育成・確保するため、担い手の裾野を広げる観点から、海洋に関わる諸活動が我が国の興亡に関わり、持続性、発展性があるという社会認識を醸成する必要がある。

また、その専門性を高める観点から、人材育成体制を強化するとともに、産学官の関係者が従前の慣習にとらわれず連携して、若者や他分野の専門人材の価値観に照らして魅力的な環境を提供する必要がある。

なお、海洋人材の育成・確保と同時に、無人化、自動化及び省人化の取組も進める必要がある。

3. 基本的な方針

(6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

海の恵みを子孫に引き継ぎ、海洋立国を実現するためには、その基盤となる海洋人材の育成・確保が重要である。特に、洋上風力発電等の新たなニーズが高まるとともに、海洋においてもDXが求められる現状において、海洋産業の魅力や重要性を発信しつつ、産業構造の転換に対応した高度な海洋人材を育成・確保することや、デジタル化に関心の強い学生を海洋分野に引きつけることは、我が国の成長戦略の柱として必要な取組である。

海洋人材の育成は、子どもや若者が海に親しみを持ってもらう中で、海に関わる産業

の存在や、その重要性、将来性、魅力を認識すること等により関心を持つところから始まる。このため、学校を中心として海洋に関する教育を推進する。

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

海洋立国の将来を担う多くの海洋人材を輩出することが期待されるという観点からも学校を中心とした海洋教育を重視すべきである。小学校、中学校、高校の学習指導要領において、海洋に関する教育についての指導の充実が図られたことも踏まえ、引き続き、学校における海洋に関する教育を推進する。

また、子どもの関心が多様化する中で、関心のある子どもたちの学びの機会の提供を促進する。このため、子どもたちが海に直接親しむ機会を創出する。また、デジタル技術を活用しつつ地域の大学、研究機関、学会、博物館・水族館、NGO/NPO、観光業等と連携して特色ある海洋教育を実施するためのコンテンツを整備していく。特に、海洋分野としてSTEAM教育へ貢献すべく、産学官が連携して取り組む。

さらに、教える側の海洋に関する学習の機会を増やすことで、海洋リテラシー向上を図っていく。

第2部（講ずべき施策） P87

（2）子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

- 2025 年までに全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係府省・関係機関間の連携を一層強化する。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）